

## 生徒心得

社会の形成者として、高い規範意識のもと、法律に反すること・反社会的な行動をしないこと、及び、社会的なルール・マナーを守ることはもとより、常に高校生としての自覚のもとに良識ある行動をとる。

### I 登下校

- 1 8時35分までに登校する。
- 2 登下校中は常に交通規則・交通道德を厳守する。
- 3 オートバイ・自動車による登下校は禁止する。
- 4 自転車による登下校は、必ず保険に加入した上、届け出を行い、許可を受ける。
- 5 最終下校時刻は、原則として、平日19時、休日は18時とする。
- 6 遅刻・早退・欠席は、保護者等を通して、HR担任等に連絡する。
- 7 遅刻をした生徒は「遅刻届」に必要事項を記入し、職員室で学年職員の印（サイン）を受けた後、教科担当に提出する。
- 8 体調不良により早退する場合は、保健室と職員室で必要な手続きをして帰宅する。また、家についたら学校に連絡する。

### II 校内生活

- 1 学校の備品・施設は丁寧に取扱い、器具は使用后所定の場所に整頓して返却する。
- 2 貴重品は、貴重品ボックス、もしくは教室のロッカーに各自施錠をして、保管する。
- 3 貴重品の紛失・盗難があった場合、また、拾得した場合は、速やかにHR担任、又は関係職員に届け出る。
- 4 原則として、金銭の徴収や貸借はしない。やむを得ない場合は、関係職員の許可を得る。
- 5 校内における集会・対外活動・行事等の開催は、関係職員の許可を得る。
- 6 教室等を最後に使用した者は、退出時に室内を整理整頓し、戸締り・消灯を行う。  
なお、エアコンを使用した場合は電源を切る。
- 7 火災報知器・防火シャッター・消火器等は、必要時以外は触れない。

### III 校外生活

- 1 旅行等は、保護者等の承諾の上、「旅行届」に必要事項を記入し、HR担任に届け出て許可を得る。
- 2 アルバイトは、保護者等の承諾の上、「アルバイト届」に必要事項を記入し、HR担任に届け出る。
- 3 他団体との連絡・活動、行事への参加は、関係職員の承認を得る。
- 4 深夜（午後11時から午前4時）の外出はしない。（神奈川県青少年保護育成条例）

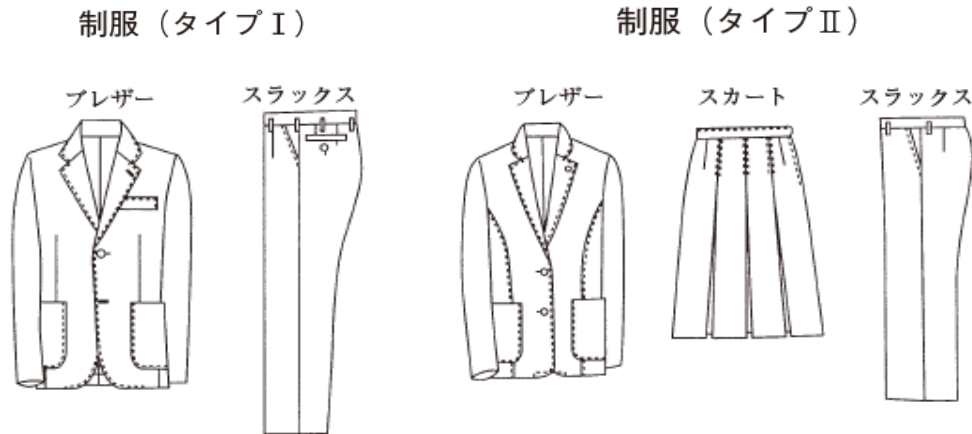
## IV 服装・頭髪等

服装・頭髪等は華美でなく、清潔で品位のあるものとする。

### 1 制服

登下校は制服を着用する。制服は、白色のYシャツ、ブラウス、本校指定のブレザー、スラックス、スカート、ネクタイを基本とする。

\*ブレザー左襟に、校章（バッジ）をつける。



### 2 夏服

期間は、6月から9月とする。5月、10月は移行期間とし、夏服・冬服の規定を参考に対応すること。

夏服は、白色のYシャツ、開襟シャツ、ポロシャツ、本校指定のスラックス、スカートを基本とする。ネクタイの着用は自由とする。

肌寒い時は、ベスト、セーター、カーディガン（形はネクタイをした際に隠れないもので、色は単色・無地またはワンポイント・ケーブル編み一色とする。）類を着用してもよい。

### 3 冬服

期間は、11月から4月とする。5月、10月は移行期間とし、夏服・冬服の規定を参考に対応すること。

冬服は、白色のYシャツ、ブラウス、本校指定のブレザー、スラックス、スカート、ネクタイを基本とする。

寒い時は、ベスト、セーター、カーディガン（形はネクタイが隠れないもので、色は単色・無地またはワンポイント・ケーブル編み一色とする。）やコート類（形状、色とも華美でないものとする。）を着用してもよい。

### 4 部活動における略装

部活動のみの登下校時に限り、当該部活動で認められている部活動着（ユニフォーム・ウィンドブレーカー等統一のウェア）での登下校を認める。

大会等での遠征時も上記に準ずる。

## 5 上履き・体育館履

学校指定のものとする。

## 6 装飾・化粧等

不要な装飾品（ネックレス、ピアス、指輪等）はつけない。

パーマ、染色、脱色など頭髪に手を加えることはしない。

化粧（口紅、マニキュア等）はしない。